2. 河川整備の実施に関する事項

2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所
並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

2-1-1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 堤防の整備

堤防の必要な断面が確保されていない区間については、河道への配分流量を安全に流下させることができるよう、堤防の拡築を行う。

歴史的な経緯の中で建設された土木構造物である堤防は、内部構造が不明確な場合もあることから、調査・点検を行い、必要に応じて強化対策を図りつつ堤防整備を推進する。

また、堤防の整備に伴い所要の機能が確保できなくなる樋門等の構造物については改築・継ぎ足しを行うとともに、構造物周辺は必要に応じ護岸等による補強を行う。さらに、堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性が損なわれるおそれのある区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護工の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸の形成に努める。

表 2-1　堤防の整備(堤防断面の確保対策)を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
石狩川	右岸	KP193.0～KP193.4
美瑛川	右岸	KP5.2～KP5.6
	右岸	KP10.4～KP12.2
	左岸	KP35.6～KP43.8
	右岸	KP39.6～KP43.2
十五号川	左右岸	KP0.0～KP0.4
辺別川	左右岸	KP0.2～KP3.0
	左右岸	KP5.0～KP6.2
	左岸	KP8.6～KP9.0

石狩川本川

愛別川合流点～留辺志部川合流点

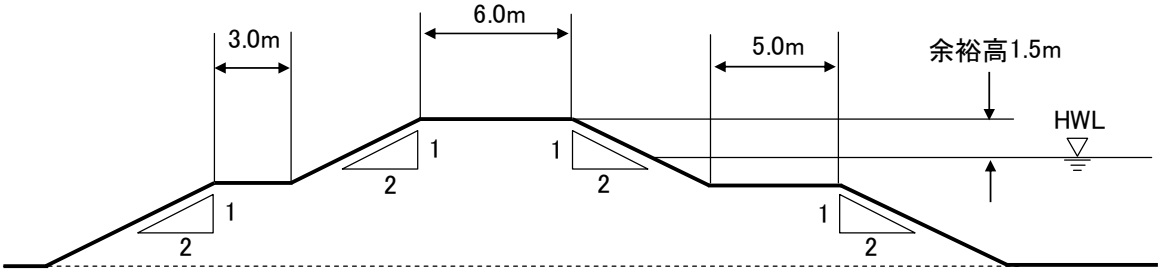

美瑛川

KP0.6～KP6.4

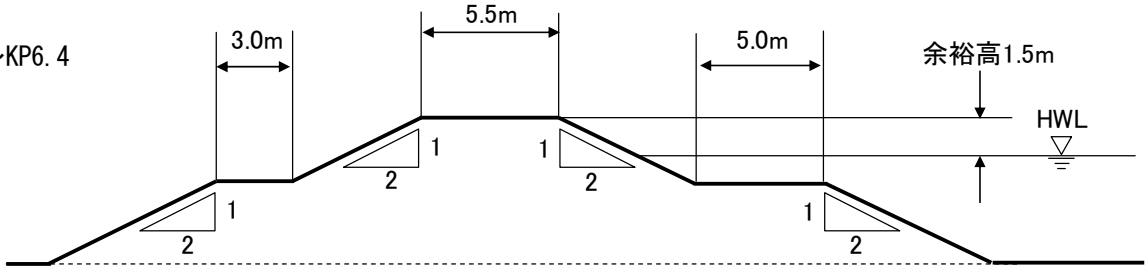

美瑛川

KP6.4～KP16.6

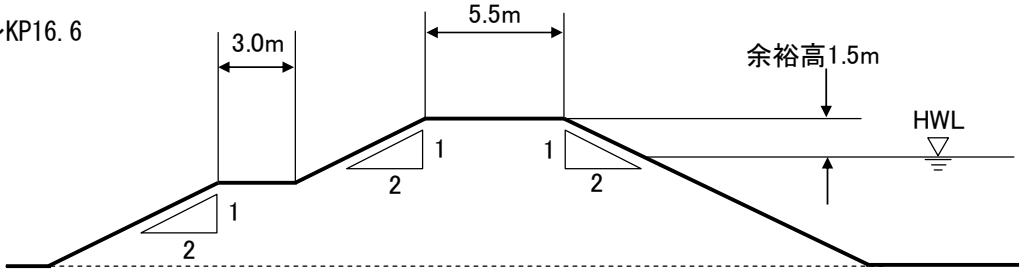

美瑛川

KP32.6より上流

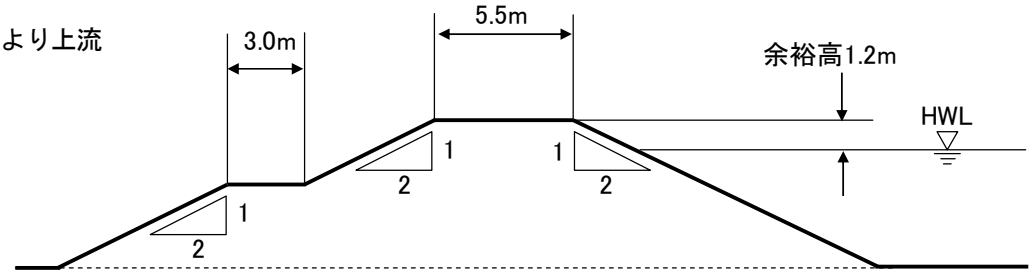

辺別川

KP0.2～KP9.8

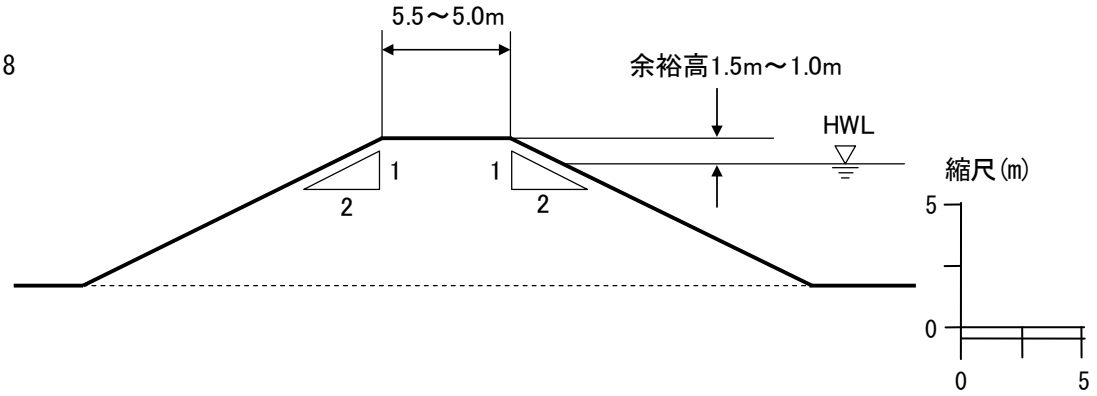

図 2-1　堤防の標準断面図

※　堤防の整備にあたっては、雨水の浸透対策や維持管理及び堤防のり面の利用面から一枚のり面化を図るものとする

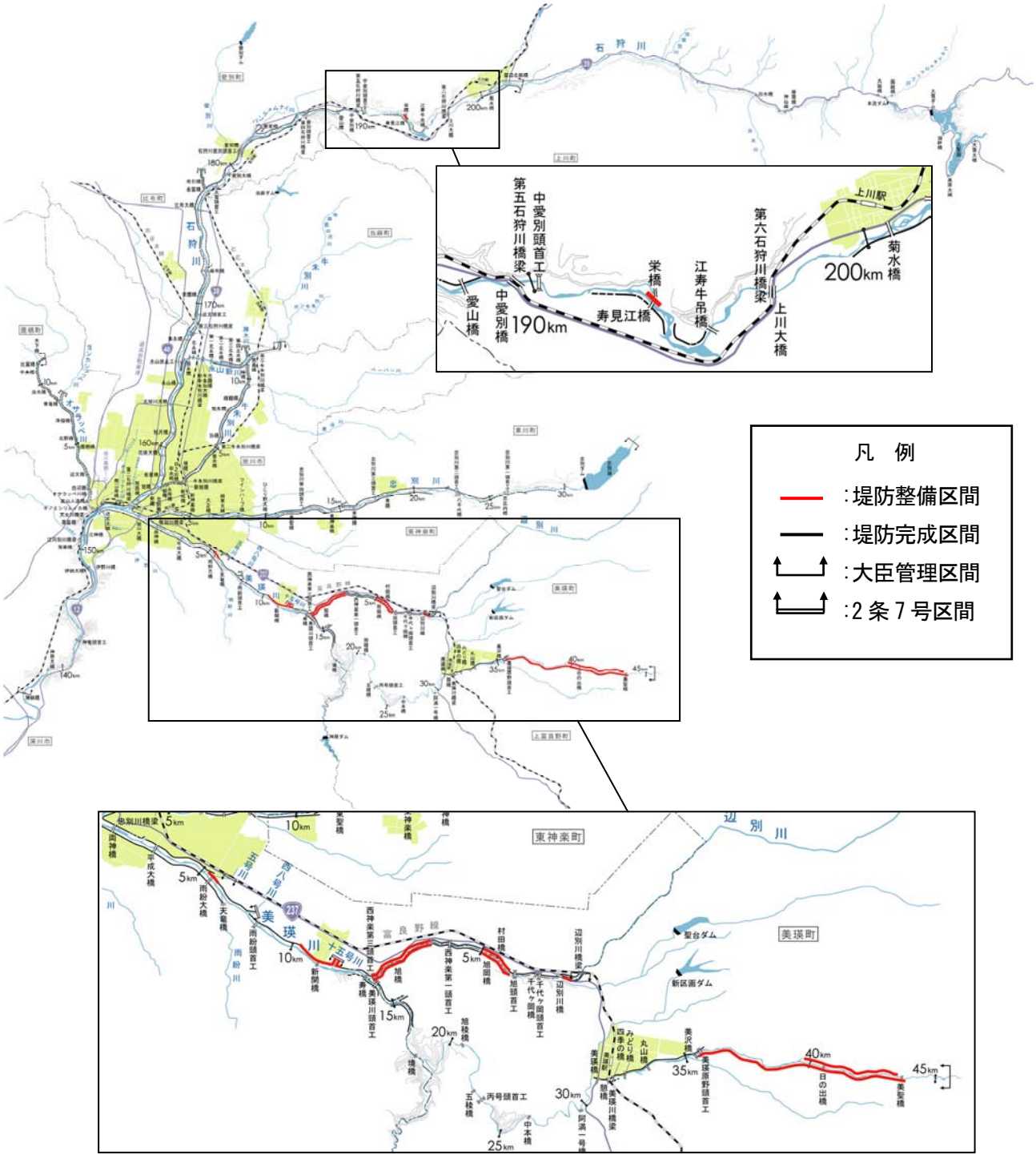

図 2-2　堤防の整備を実施する区間

2) 河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下させることができるように、河道の掘削を行う。

なお、河道の掘削にあたっては、魚類や鳥類等の生息の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等の保全に努める。

表 2-2　河道の掘削（河道断面の確保対策）に係る施工の場所等

河川名	施工の場所(河道掘削)
石狩川	KP147.2～KP150.4
	KP151.0～KP154.6
	KP193.8～KP195.6
	KP196.2～KP196.4
十五号川	KP0.0～KP0.4
美瑛川	KP6.4～KP9.6
	KP43.6～KP45.2
辺別川	KP3.6～KP4.4

注)実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある

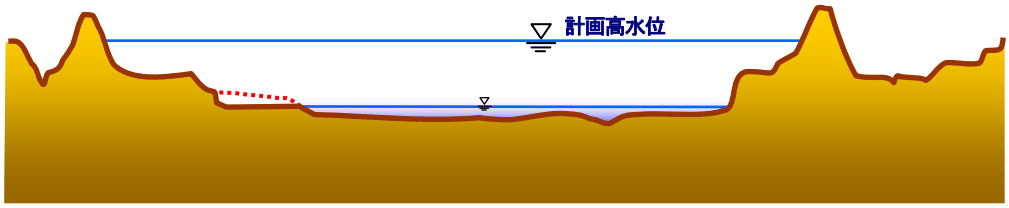

石狩川上流（KP151 付近）

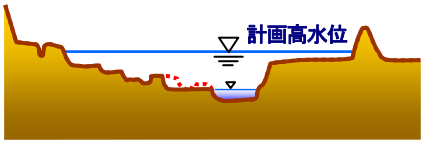

美瑛川（KP7 付近）

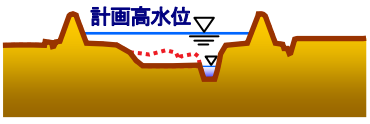

辺別川（KP4 付近）

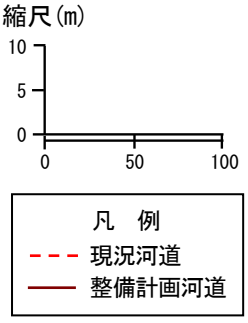

図 2-3　河道の掘削のイメージ図

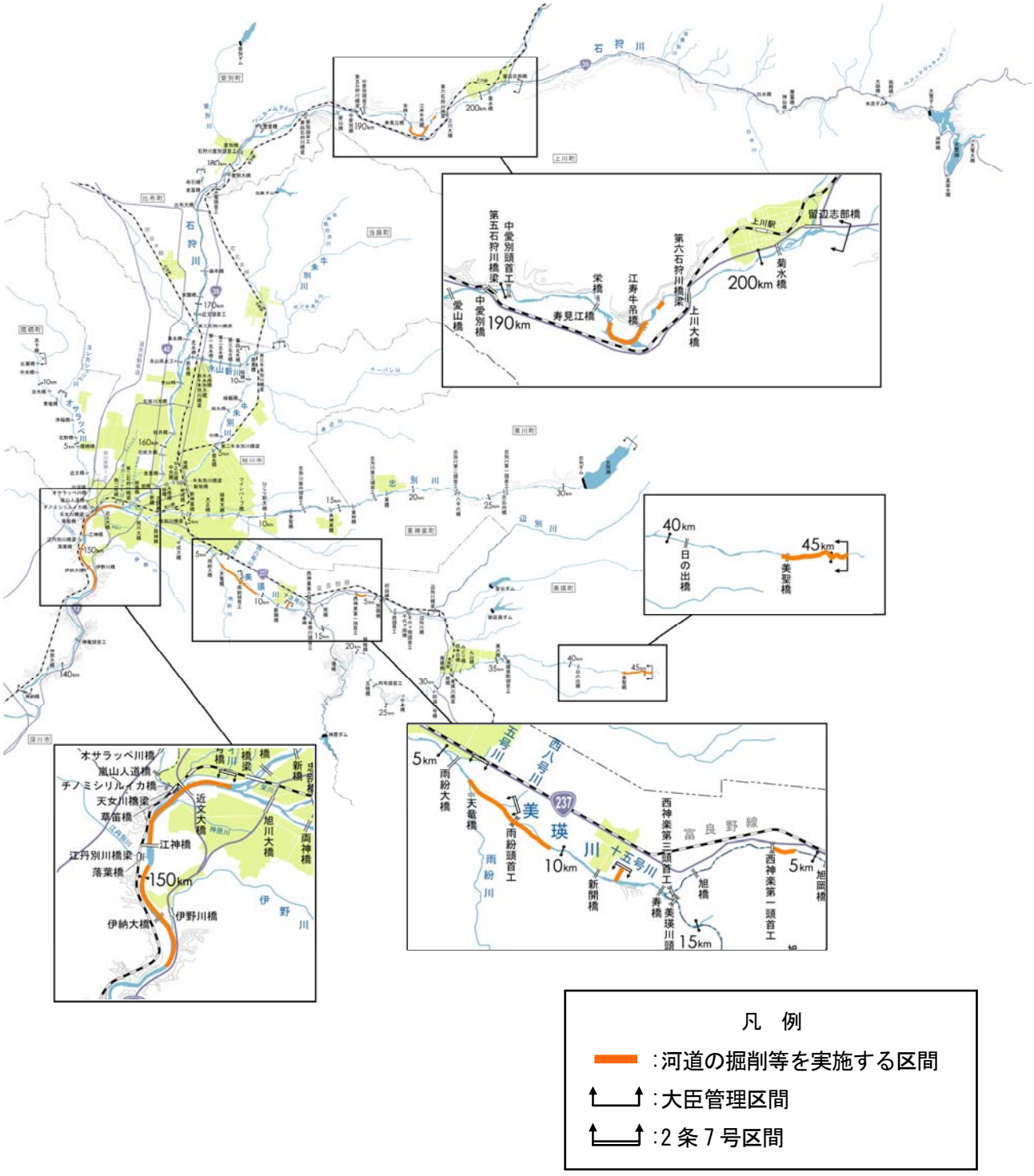

図 2-4　河道の掘削等を実施する区間

3）低水路の河床洗掘対策

石狩川の忠別川合流点より上流及び美瑛川下流の区間で、河床洗掘が生じ既設護岸が沈下したり既設護岸の根入れが不足するなど、流水の作用に対する安全性が損なわれている箇所がある。このため、河床洗掘や既設護岸の状態を監視しつつ既設護岸の継ぎ足しなど河床洗掘対策を行う。

また、河床の低下が進んでいる箇所については、河床の安定を図るため床止めを設置する。実施にあたっては河床変動等の状況を踏まえ、河川環境に配慮しつつ、適切な対策の検討を行う。

表 2-3　低水路の河床洗掘対策を実施する区間

河川名	実施する区間
石狩川	KP155.2～KP166.0
美瑛川	KP0.2～KP8.0

注）今後の災害の発生や調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある

侵食された既設護岸

橋脚部における河床低下の状況

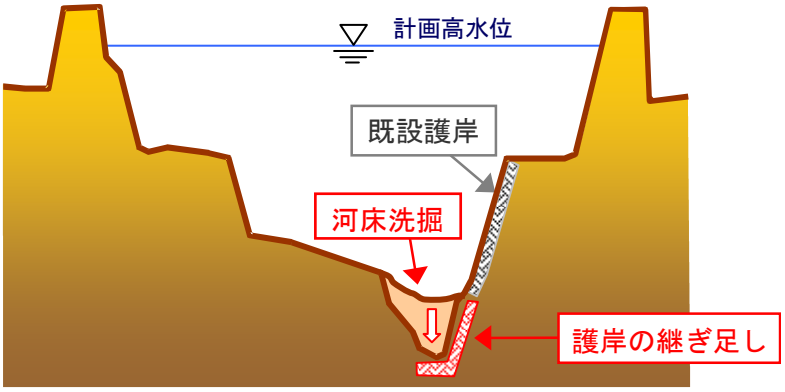

図 2-5　河床洗掘対策イメージ図

図 2-6　低水路の河床洗掘対策を実施する区間

(2) 支川の合流点処理

神居川及びウッペツ川は、石狩川に合流する一次支川であり、洪水時に石狩川本川の高い水位の影響を受けるため、緊急時に石狩川本川の背水の影響が支川に及ぶのをしゃ断する逆流防止施設を合流点付近に整備する。

表 2-4　支川の合流点処理

逆流防止施設を設置する河川
神居川
ウッペツ川

図 2-7　支川の合流点処理を実施する箇所

(3) 内水対策

流域の各地で発生する内水氾濫に対して、機動性がある排水ポンプ車等を配備し、円滑かつ迅速に内水を排除する。このため、内水氾濫時にポンプ車、クレーン車等の大型車両が進入し、円滑な作業ができるよう必要な進入路、作業ヤード、釜場等を整備する。

なお、内水対策の実施にあたっては、浸水被害の状況、土地利用状況及び支川の整備状況等を踏まえ、自治体、関係機関等と調整・連携して実施する。

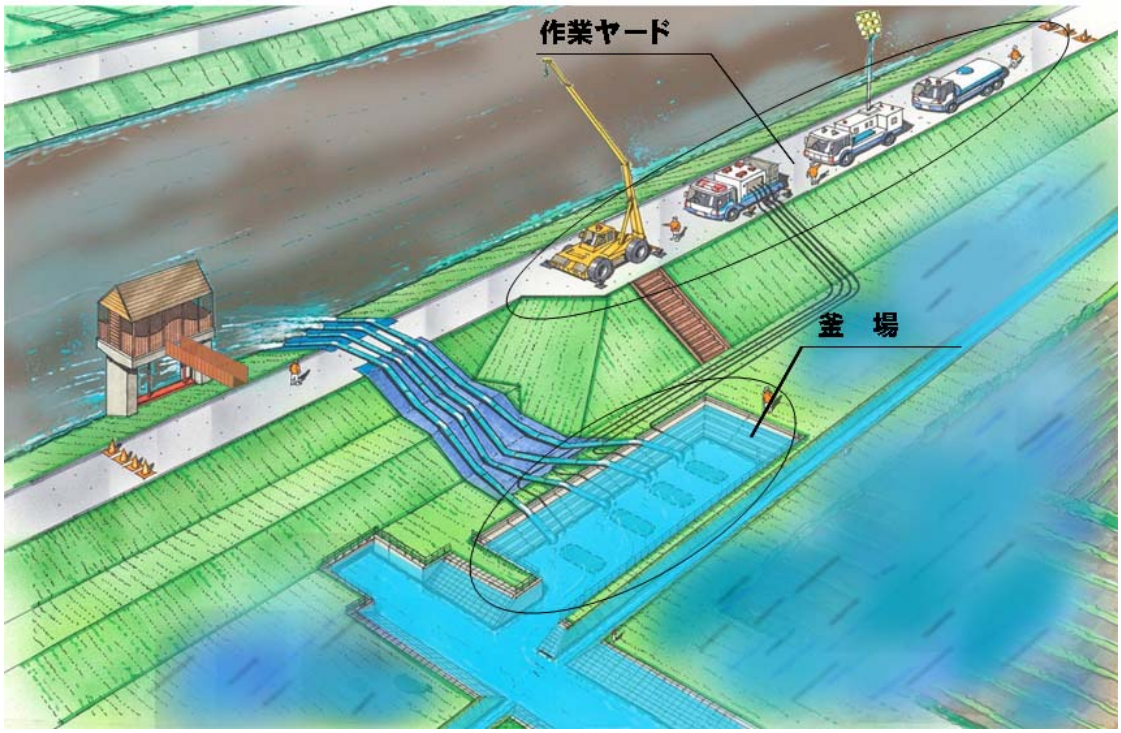

図 2-8　内水排水のイメージ図

(4) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

1) 河川防災ステーション、水防拠点等の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋などの緊急用資機材の備蓄基地を整備するとともに、それらに加えて災害情報の集配信、水防団等の活動拠点、物資輸送の基地などの機能を併せ持つ河川防災ステーションを関係機関と連携して整備する。なお、平常時においても関係機関と連携し、防災教育や水辺の憩いなどの場として活用を図る。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用を考慮して計画的に整備する。

防災ステーション完成予想図

河川防災ステーション

名称	場所	主な整備の内容
旭川河川防災ステーション	旭川市	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地等 水防活動支援機能など

水防拠点

整備箇所	整備の内容
石狩川上流域	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地など

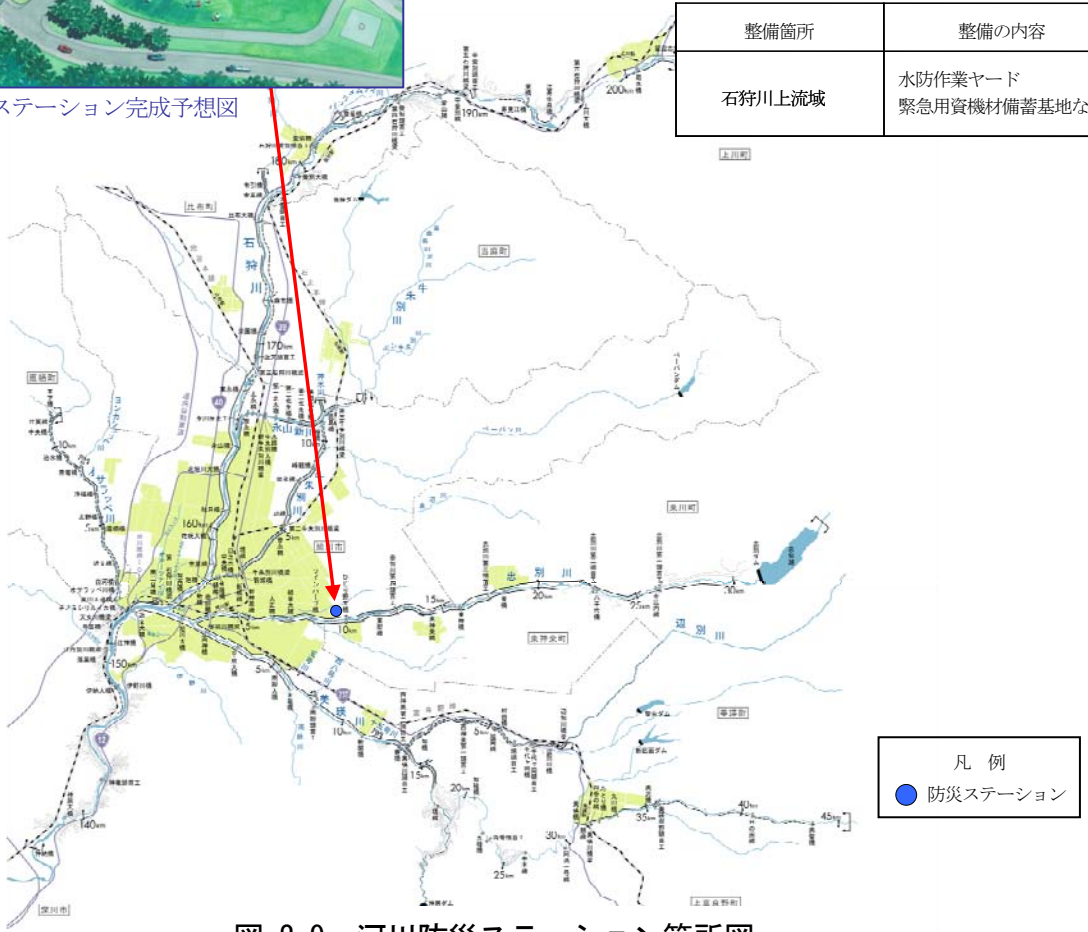

図 2-9　河川防災ステーション箇所図

2) 緊急用河川敷道路の整備

大規模な災害の発生時に備えて、緊急時の避難路や物資輸送路確保のために緩傾斜堤防や消火用水取水施設とあわせて緊急用河川敷道路を整備する。

表 2-5　緊急用河川敷道路を整備する区間

河川名	左右岸	整備区間
忠別川	右岸	KP3.0～KP4.6
	右岸	KP7.2～KP10.0
	左岸	KP8.0～KP10.0
美瑛川	右岸	KP0.0～KP5.4
牛朱別川	右岸	KP0.0～KP5.8

注）実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある

図 2-10　緊急用河川敷道路を整備する区間

3) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実施するため、必要に応じ水防資機材運搬車両等の方向転換場所(車両交換所)を整備する。

4) 光ファイバー網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応や危機管理対策を行うため、観測設備、監視カメラ、光ファイバー網やテレメーター等を整備し、水位、雨量、画像などの河川情報を収集する。その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等に活用を図る。

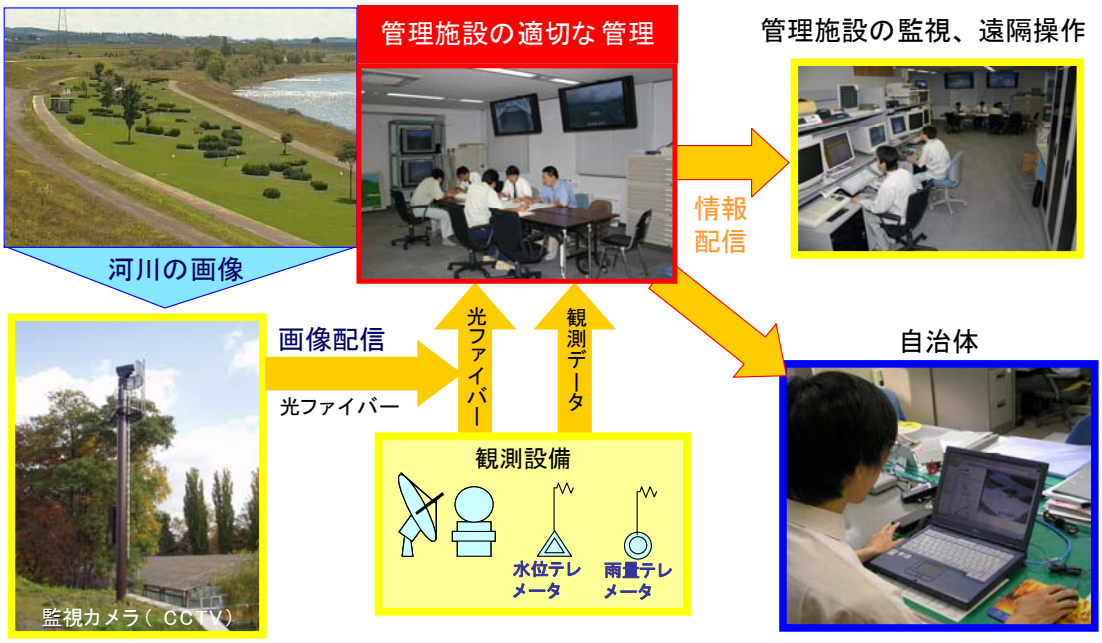

図 2-11　光ファイバー網による IT 活用イメージ図

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、伊納地点において、かんがい期最大概ね 56㎥/s、非かんがい期概ね 38㎥/s を確保することを目標に、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育環境の保全等に努める。

また、利水施設下流の河川流量が減少している区間については、関係機関と調整を図り、流況の改善のため水利用の合理化等に努める。さらに、河川環境の維持、創出に必要な水量については、関係機関と調整を図り、確保に努める。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河畔林の保全、河岸の多様化

植生を含む水際は、魚類や水生生物等にとって貴重な生息環境を形成している。このため、河道の掘削等にあたっては、水際が単調にならないように配慮するとともに、河岸植生の回復などにより多様性のある河岸の形成に努める。

また、河道内の樹木は縦断的連続性が保たれるよう配慮し、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

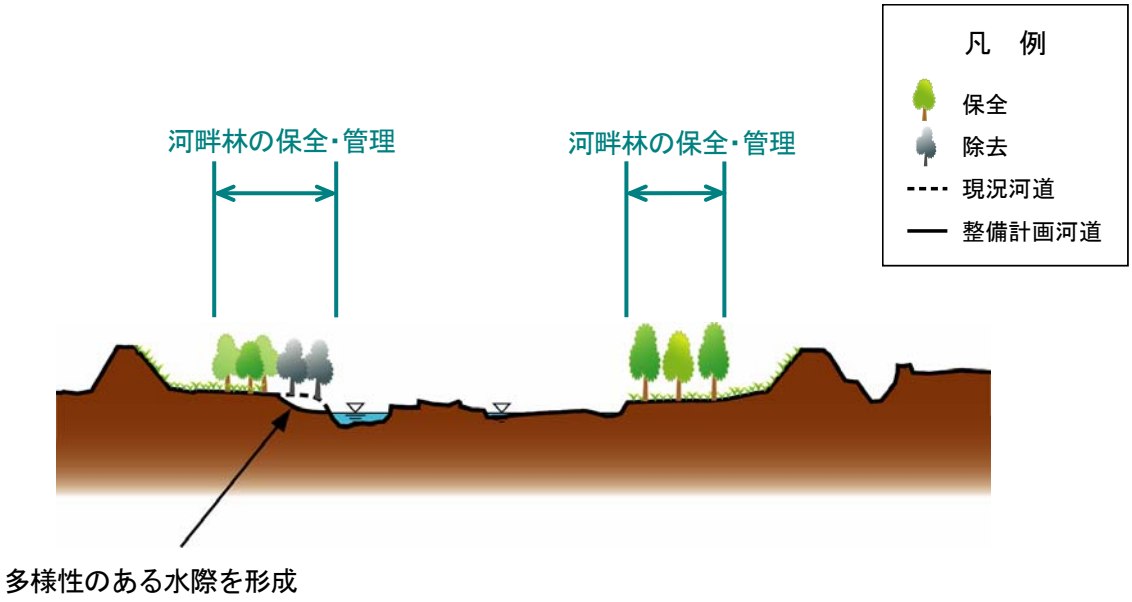

図 2-12　河畔林の保全・水際や瀬と淵の保全イメージ図

(2) 魚類等の移動の連続性

石狩川上流域の各河川には、昭和中期頃までサケ、サクラマス、イトウなど多くの魚類の生息が確認されており、石狩川上流部では明治の頃までチョウザメの遡上が記録されていたが、流域の開拓等に伴う河川環境の変化等により次第にその姿を消した。現在では河川環境の改善に向けた種々の取り組みにより、石狩川やその支川ではサケ、サクラマスなどが確認されるようになっている。

河道の掘削にあたっては、河床の掘削を極力避け、サケ、サクラマスなどの魚類の現状の生息環境が良好に保たれるよう配慮する。

また、魚類等の移動の連続性を妨げている横断工作物については、施設管理者と連携調整して移動の連続性に配慮する。

大雪頭首工に整備された魚道

サケ稚魚の放流活動

(3) 流れの連続性の確保

大雪ダム下流の水の流れが途切れたり、減水する区間では、関係機関と連携・協力のもとダムの弾力的管理などにより、流れの連続性確保に努める。

弾力的管理試験前の河道状況（平成 16 年 7 月）

弾力的管理試験後の河道状況（平成 16 年 8 月）

(4) 河川景観の保全と形成

河川景観については、山間域、農業域、都市域、拠点域[注1)]などの流域特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする。

石狩川上流の流域は、山間域の自然豊かな景観、畑や水田などの田園風景、旭川市街地の風景が見られる。このような地域の景観と調和した河川景観を保全するために人工系構造物のデザイン等を地域の景観に馴染ませるよう努める。

大雪山国立公園内に位置する大雪ダム周辺地域、石狩山地の山裾に広がる忠別ダム周辺地域、石狩川の侵食等によって形成された神居古潭は、豊かな森林が広がる拠点域として特徴的な河川景観を有しており、地域と連携してその保全に努める。

上川盆地の中を蛇行を繰り返しながら流れる農地区間では、採草地や畑、水田などの田園風景に、遠くには旭岳、十勝岳などの山並みが加わり、雄大な広がりを感じさせる開放的な景観となっている。ここでは、自然の雰囲気や植生を生かしながら、広がりを感じる景観の保全に努める。

都市部を流れる石狩川、忠別川、美瑛川等は、市街地が発達した扇状地を形成するとともに、大雪山系などと肩を並べる旭川の代表的な自然景観となっている。また、旭川市街地の高水敷を利用した公園等は多くの市民が利用する憩いの場となっており、周辺の景観や河川空間利用に配慮しながら、関係機関と連携して良好な景観の保全と形成に努める。

市街地部の石狩川等には、旭橋、ツインハープ橋など市民のシンボルとなる橋があり、それ自身が主要な景観要素となっている。さらに橋梁から眺める大雪山系などの山並みと都心の街並みのコントラストや石狩川・忠別川・美瑛川等の川の流れ、旭川市街地の広がり、大雪山系などを一望することができる嵐山からの眺望景観は旭川の特徴的な景観の一つとなっている。また、水辺から見上げる街並みや山並みが重要な景観資源となっており、その視点場が確保されることが望まれる。したがって、地域と連携し石狩川等の水辺とその周辺の良好な景観の保全と形成に努める。

流域を放射状に流れる河川を水と緑の軸線とし、流域全体で水と緑のネットワークを形成するとともに、旭橋付近、石狩川・忠別川・美瑛川合流点付近については、そのネットワークを活かした拠点としての景観形成に努める。

さらに、河川景観の構成要素となる樋門等構造物の形態や素材・色彩などのデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、多くの人が利用する施設系のデザインは、周辺景観に配慮したデザインコード[注2)]等を定めるなど、関係機関と連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。

注1) 山間域：森林、山岳地域などの自然の景観が広がる地域
農業域：水田・畑地・牧草地など農業としての土地利用が広がる地域
都市域：市街地等が広がる地域
拠点域：河口付近、合流点付近、橋梁付近、ダム付近や滝などの景勝地等、河川の連続性のなかで特徴的な拠点となる場所

注2) デザインコード：地域景観と河川構造物の調和を図るため、構造物の形態や素材、色彩等のデザインに関する秩序化

大雪ダムと大雪湖（上川町）

石狩川（上川町）
上川大橋上流の眺望

石狩川（愛別町）
中愛別橋下流の眺望

石狩川（当麻町、比布町）
比布大橋上流の眺望

石狩川(旭川市)
旭橋付近の眺望

石狩川（旭川市）
神居古潭の眺望

石狩川・忠別川・美瑛川合流点（旭川市）
嵐山から旭川市街を望む眺望

忠別川（旭川市）
ツインハープ橋付近の眺望

忠別川（旭川市）
忠別橋上流の眺望

牛朱別川（旭川市）
石狩川合流点上流の眺望

永山新川（旭川市）
第一北永橋上流の眺望

辺別川（旭川市、美瑛町）
旭岡橋上流の眺望

オサラッペ川（鷹栖町）
鷹栖橋下流の眺望

忠別ダムと忠別湖
（東川町、東神楽町、美瑛町）

忠別川（東川町、東神楽町）
東神楽橋上流の眺望

美瑛川（美瑛町）
日の出橋上流の眺望

(5) 人と川とのふれあいに関する整備

石狩川上流の河川空間を地域の人々が憩いの場やレクリエーション、自然体験学習の場などとして利用できるよう、関係機関等と連携して、「永山新川」と「川のふるさと交流館・さらら」を活動拠点とした「ながやま子どもの水辺」などのように人と川とのふれあいの場の提供に努める。

河川にアクセスするための施設等については、誰もが利用できるユニバーサルデザインの考えに基づいて整備を進める。

また、石狩川のカヌー利用など、石狩川上流に人々が集い交流する拠点となるような取組みに対して支援を行う。

永山新川によって新たに創出された河川空間については、地域住民、関係機関等と連携し、安全かつ安心して多くの人々が多目的に利用でき、地域の自然や歴史・風土に調和した河川空間の形成に努める。

ダム湖周辺については、「水源地域ビジョン」の推進を図り、関係機関等と連携し、豊かな自然環境を保全しつつ、地域の活性化につながる拠点づくりに努める。

さらに、石狩川上流の豊かな自然を利用したスポーツや憩いの場、人々が自然と親しめるようなふれあいの場などについては、地域住民、自治体、関係機関等と調整・連携を図り、地域づくりと一体となった川づくりを推進する。

表 2-6　人と川とのふれあいに関する整備場所等

名　称	場　所	主な整備の内容
ながやま子どもの水辺	永山新川（旭川市）	子供たちが、安全に河川を利用した自然体験等が行えるように、地域住民・NPO・学校等と連携し、活用を図る
あさひばし子どもの水辺	石狩川 KP157.4 付近（旭川市）	子供たちが、安全に河川を利用した自然体験等が行えるように、地域住民・NPO・学校等と連携し、活用を図る
忠別川水辺プラザ	忠別川 KP4.0 付近（旭川市）	旭川市の「旭川駅周辺開発整備事業（北彩都あさひかわ）」と連携した親水空間を整備

サケの稚魚の放流（旭川市）

水生昆虫採取の様子（比布町）

カヌー下り（石狩川）

パークゴルフ場（石狩川）

河川公園（旭川市）

渡り鳥飛来状況（永山新川）

散策路（石狩川）

スロープ（旭川市）

2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

治水上の安全・安心機能を実現・維持するために、利水上、環境上の機能と合わせ、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民やＮＰＯ、自治体等と積極的に連携・協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てるなど、地域防災力の向上を支援する。

河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は、構成する土の品質が不均一であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理を 365 日、日々実施する必要がある。このため、河川の状態の変化に対応できるよう、5 年間程度の維持管理の内容を定める「維持管理計画」を策定するとともに、年間の維持管理スケジュールを定める「維持管理実施計画」を策定し、それらに基づき調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え維持・補修を行った結果を評価・公表して、次年度の「維持管理実施計画」に反映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。

また、持続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテなどに取りまとめるとともにデータベース化することにより、今後の適切な維持管理の実施につなげる。

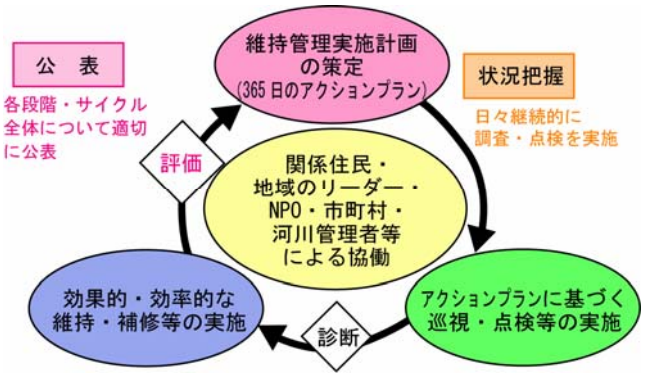

図 2-13　サイクル型維持管理体系のイメージ

1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用などの河川管理に資する情報を河川カルテ等に整理するとともに、河川水辺の国勢調査等により魚類の移動をはじめとする河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化等を進める。

また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダムの貯水位、放流量などに加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータなどの河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネットなどの情報通信網等を用い、関係機関や地域住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

2）河川管理施設の維持管理

堤防や高水敷及び低水路については、現状の河川環境と河川空間の利用、周囲の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で維持管理を行う。

定期的に河川巡視を実施し、沈下や亀裂等の堤防の状況の変化、樋門等施設の老朽化・劣化等による状況の変化、河道内の樹木の繁茂や土砂の堆積、ゴミや不法投棄などの状態を常に把握、評価する。また、その結果に応じて、速やかに補修等の対応を実施する。

図 2-14　河川巡視のイメージ図

a）堤防及び河道の維持管理

ｱ）堤防の除草・維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れなどの異状を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期、頻度は、堤防植生の状況や周辺の環境を考慮して適正に選定する。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行う。

堤防の除草

堤防天端の維持管理

表 2-7　堤防の延長

河川名	延長(Km)
石狩川(上流)	81.3
オサラッペ川	22.9
忠別川	51.3
美瑛川	38.9
辺別川	16.2
牛朱別川	24.9
永山新川	6.8

(平成 17 年 3 月末現在)

ｲ) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育環境や河川景観を形成するなど、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下等に支障とならない様、河道内樹木を適切に管理するものとする。

樹木の管理にあたっては、極力、樹木が繁茂する前に伐採を行うよう努めるものとする。一方、保全が必要な樹木や生態系への影響を小さくする必要のある樹木については、間伐や下枝払い等を行うものとする。

なお、多様な樹木の生育環境などを形成するために、樹種、樹木の大きさや密度などを踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

樹木の現況調査

きめ細やかな樹木管理
（河畔林のマーキング）

地域住民や学識経験者
との現地調査

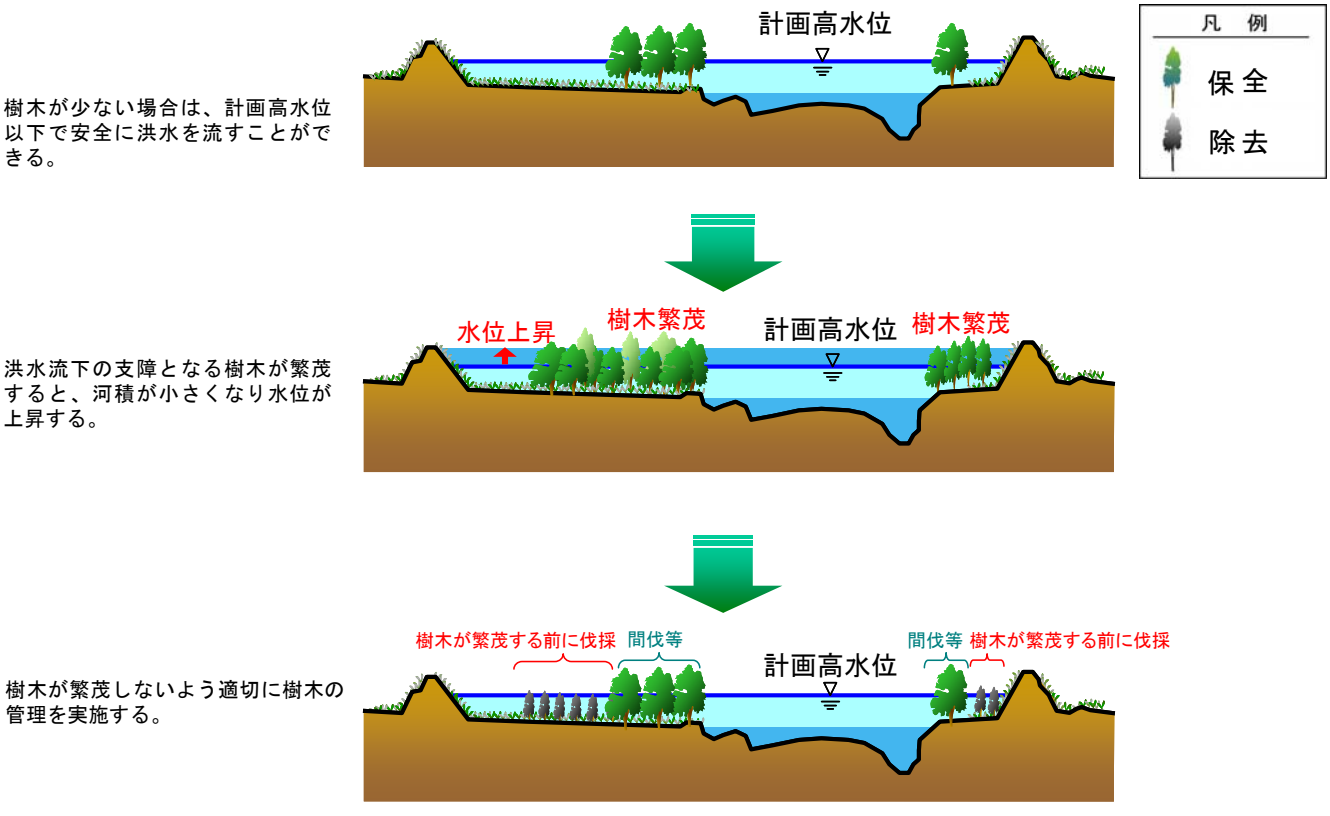

図 2-15　河道内樹木の管理イメージ図

ｳ）河道の維持管理

石狩川上流の各河川は急流であることから、洪水時に河岸や高水敷の侵食により堤防の安全性が損なわれるおそれがある。また、出水により運搬される土砂は、流下能力不足を招いたり、施設機能に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、災害発生の未然防止の観点から、定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の利用状況、土砂堆積や河床低下などの河道状況を把握するとともに、必要に応じ適切に措置する。

土砂や流木が堆積し洪水の流下の支障となる箇所は河道整正等を実施し、河床洗掘により既設護岸が破損するなど、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切な方法により補修する。

b）構造物等の維持管理

ダム、樋門管、排水機場などの河川管理施設が長期にわたり最大限の機能を発揮できるようにするため、効率的、効果的な点検・整備及び更新を行う。また、施設の更新にあたっては、必要に応じてその施設が本来有する機能を確実に確保できるよう、調査・検討し必要な改善等を行う。

なお、樋門管については、より確実な操作を行うため、施設の集中管理による遠隔操作化などの省力化、高度化を図る。

大雪ダム、忠別ダムについては、降雨や貯水池の状況を把握し、治水、利水、環境に寄与するよう施設の目的に応じた適切な維持管理を行う。また、ダムの治水、利水の機能を最大限発揮できるよう、両ダムの連携した運用について、調査・検討を行う。

※門柱部の劣化

樋門の補修

表 2-8　主な河川管理施設等(堤防を除く)

河川名	河川管理施設	箇所数等
石狩川	ダム	1 箇所(大雪ダム)
	床止	1 箇所(永山床止)
	樋門管	43 箇所
	水文観測所	水位観測所 10 箇所(石狩平、層雲峡、上川、中愛別、比布、永山、旭橋、伊納、ルベシナイ、ルベシベ) 雨量観測所 13 箇所(層雲峡、中愛別、永山、旭川、伊納、銀泉台、沼の原、大雪ダム管理所、上越、中越、江丹別、愛山渓、迷沢)
オサラッペ川	樋門管	23 箇所
	水文観測所	水位観測所 1 箇所 (鷹栖橋)
忠別川	ダム	1 箇所(忠別ダム)
	樋門管	17 箇所
	水文観測所	水位観測所 5 箇所(忠別川上流、江卸、暁橋、大正橋、ピウケナイ) 雨量観測所 5 箇所(勇駒別、松山、小化雲岳、忠別ダム管理所、旭岳)
	消流雪用水取水施設	1 箇所
美瑛川	樋門管	35 箇所
	水文観測所	水位観測所 3 箇所(西一区、辺別太、西神楽) 雨量観測所 4 箇所(白金、美瑛、辺別太、共栄二股)
辺別川	樋門管	16 箇所
	水文観測所	水位観測所 1 箇所 (18 号) 雨量観測所 2 箇所(俵真布、聖台)
牛朱別川	樋門管	23 箇所
	水文観測所	水位観測所 3 箇所 (旭永橋、中央橋、鹿島橋) 雨量観測所 2 箇所(開明、米原)
	流水保全水路	1 箇所
永山新川	樋門管	5 箇所
	水文観測所	水位観測所 1 箇所 (北永)
	永山新川管理センター	1 箇所

(平成 17 年 3 月末現在)

3）危機管理体制の整備

a）災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震などの災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はそのおそれのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

b）水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「石狩川上流・天塩川上流水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練など水防体制の充実を図る。また、協議会は、土砂、麻袋などの水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化などの省力化の支援に努める。

水防活動を迅速かつ円滑に
行うため合同巡視を実施

水防公開演習

c）洪水予報、水防警報

石狩川上流(大臣管理区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、洪水被害の軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図る。雨量や水位及び洪水予報などの災害に関する情報を、関係自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民に迅速かつわかりやすく提供できるよう努める。

さらに出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。

洪水予報：洪水のおそれがあると認められるとき、旭川地方気象台と共同で洪水の状況・予測水位等を関係機関や市町村に伝達すると共に、メディアを通じて直接住民に知らせる情報

水防警報：水防活動が必要な場合に、北海道・水防管理団体である市町村を通じ水防団等に水防活動の指示を与えることを目的とする情報

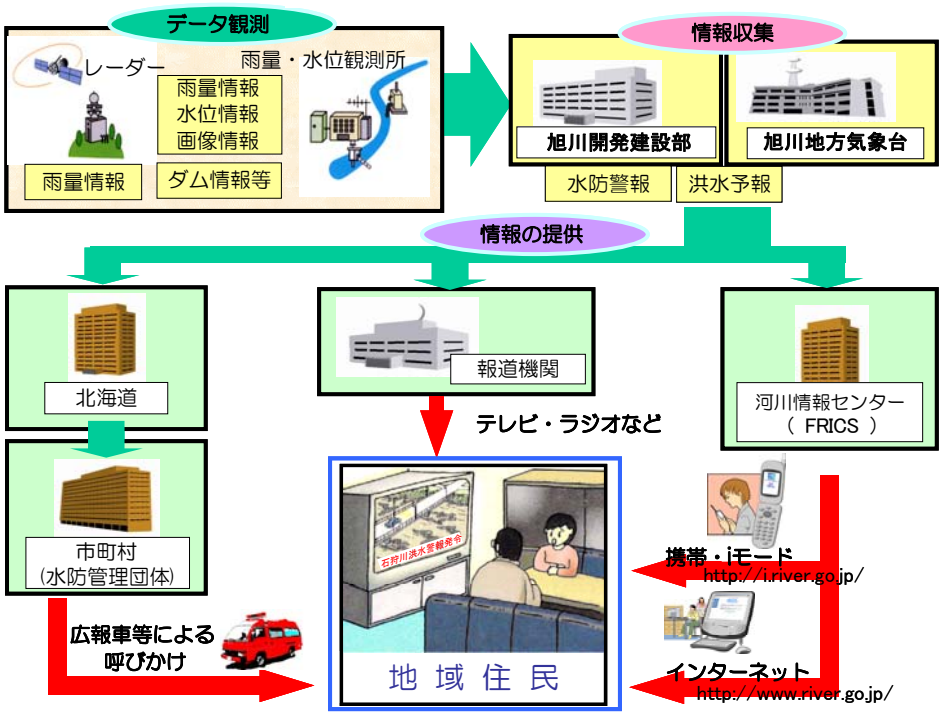

図 2-16　河川情報・警報の伝達

d) 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難などの水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位などの河川情報をより分かりやすい報告として伝達するとともに、地域の実情に詳しい方から現地の状況などを知らせていただくなど、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を可能な限り支援するよう努める。

e) 地域防災力の向上

災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」は自助・共助・公助がバランスよく機能してはじめて達成されるものであることを踏まえ、引き続き洪水ハザードマップの充実及び活用に関する技術支援や地域防災に関する啓発活動等への支援を行い、地域の防災力の向上を図る。

水防法の規定により、自治体においては、洪水予報等の伝達方法等を住民に周知させ、水災による被害の軽減を図るため、これらの事項を記載したハザードマップ等の公表・配布その他の必要な措置を講じなければならないとしている。よって、今後も市町の洪水ハザードマップの早期作成・充実のための支援や住民への普及促進の支援を積極的に行う。

■旭川市洪水ハザードマップ検討委員会

目的：洪水ハザードマップの作成・普及促進

構成：旭川市
学識経験者
北海道開発局
北海道
北海道警察旭川方面本部
地域住民

平成 17 年に設立されて以来 3 回の会議を開催し、平成 18 年に洪水ハザードマップを公表している。

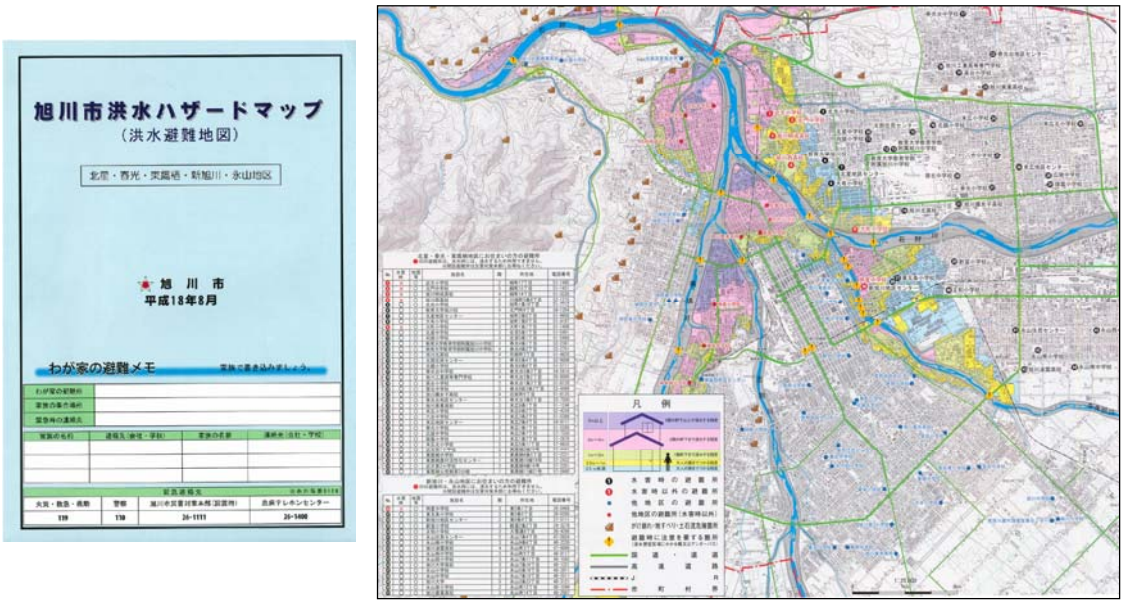

図 2-17　洪水ハザードマップ（平成 18 年 8 月　旭川市作成）

f）水防資機材

水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に水防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充する。

(2) 災害復旧

洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。

大規模災害が発生した場合に、河川管理施設や公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートを活用する。

2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質保全

現状では水質の一般的な指標であるBODは環境基準を満たしている。水質の保全にあたっては、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。あわせて、地域住民が分かりやすい川の指標づくりに努める。

石狩川上流においては、高水敷の一部が雪堆積場として利用されているため、河川に及ぼす影響を引き続き監視していく。

(2) 水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材は補充する。

(3) 河川空間の適正な利用、管理

河川空間の適正な利用が図られるよう、人々が集いふれあうレクリエーション空間、心身をリフレッシュするスポーツ空間、緊張をやわらげる憩いの空間、川とふれあう親水空間を創造するとともに、河川のひろがりを生かした河川景観を創造することによって、都市環境の向上に寄与する水辺空間として管理していく。

石狩川上流の河川公園や「子どもの水辺」などは、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用されており、引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図る。また、環境学習等に利用が図られるよう関係機関等と連携を図る。

永山新川は、人々が四季を通じてふれあえる川づくりを行うとともに、地域における新たな交流空間としての形成が図られるよう、地域住民、関係機関等と連携して河川空間の適正な利用、管理を行う。

なお、北海道と協同して策定した「石狩川水系河川空間管理計画（平成元年3月）」における河川空間の管理及び整備方針を必要に応じて見直し、河川空間の適正な利用が図られるよう適切に対処する。

(4) 河川美化のための体制

河川美化のため、河川愛護月間（７月）等を通して河川美化活動を実施すると共に、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行う。また、地域住民や市民団体と連携して河川空間の維持管理を進める。

ゴミ、土砂などの不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為の関係機関への通報などの適切な対策を講じる。

(5) 地域と一体となった河川管理

地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、地域の取り組みと連携した河川整備や河川愛護モニター制度の活用等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。

さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が各々の役割を認識し、すべての人にやさしい川づくりをめざして、連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施する。

また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。

効率的な水防活動を行うための合同巡視

植樹状況

河川清掃状況

河川愛護活動（水生生物調査）